一方、河川整備基本方針においては、流水の占用のために必要な流量の確保、動植物の保護等の流水の正常な機能を維持するための流量として、鬼怒川の佐貫地点において45㎥／秒を確保することとし、そのうち本件事業により1.4㎥／秒を確保することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において洪水期では17,900,000㎥、非洪水期では29,800,000㎥の容量を確保することとしている。

加えて、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づき平成20年７月に閣議決定された「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（以下「フルプラン」という。）では田川地域における農地に対し必要な農業用水を確保するため、本件事業により新たに0.33㎥／秒を供給することとしている。また、ダム基本計画において、田川沿岸の約2,000haの農地のかんがい用水として、鬼怒川の佐貫地点下流において、新たに取水を可能とすることとしており、本件事業において洪水期では最大3,100,000㎥、非洪水期では最大3,800,000㎥の容量を確保することとしている。

また、本件事業では、フルプランの水需要予測を踏まえ、ダム基本計画において、新たに、宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用水として１日最大175,200㎥を供給し、洪水期では最大19,201,000㎥、非洪水期では最大35,111,000㎥の容量を確保することとしている。

さらに、本件事業により新たに、千葉県の工業用水として１日最大16,400㎥を供給し、洪水期では最大1,799,000㎥、非洪水期では最大3,289,000㎥の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、湯西川に洪水調節、流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水、水道用水及び工業用水の確保を目的とした多目的ダムの建設を行うものであり、本件事業の完成により、他の洪水調節施設と相まって、基準地点石井での年超過確率１／100年規模の大雨による洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、鬼怒川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、５年に１回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、さらに、田川沿岸のかんがい用水の需要水量、今後も増加が見込まれる宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水の需要水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、河川環境の保全、農業生産の維持及び増進並びに宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水の安定的な確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者において、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年建設事務次官通知）に基づき昭和60年６月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、水質汚濁については影響はないものと評価されている。その他の項目についても環境に対する影響は軽微であると評価されている。また、起業者は、上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、継続的に任意で環境調査を実施しており、それらの結果によると、水質について、土砂による水の濁り並びに水温及び溶存酸素量への影響が予測されたことから、起業者は、貯水池の水温分布に応じて望ましい水温層から取水する選択取水設備の設置や、廃止した発電所の導水路5.5㎞を再利用した清水バイパスの整備・運用をすることとしており、これら対策の実施により水質への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）における国内希少野生動植物種であるクマタカの営巣が確認されたが、起業者は、有識者からなる検討委員会の指導及び助言を受けながら、工事時期の配慮、騒音の影響の抑制、生息環境の撹乱抑制等の保全措置を実施することとしていることから、環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件事業地内及びその周辺の土地では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、オジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、種の保存法における国内希少野生動植物種であるオオタカ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているクロホオヒゲコウモリ、クビワコウモリ等の動物が確認されたが、周辺の土地には同様の環境が広く残存することなどから影響は軽微であると認められる。また、植物については、絶滅危惧ＩＡ類のアイズヒメアザミ、絶滅危惧ＩＢ類のツルキケマン、絶滅危惧Ｉ類のイズミイシノカワ等が確認されているが、起業者は生息適地に移植や播種を行うなどの環境保全措置を講ずることとしていることから、環境に与える影響は軽微であると認められる。

加えて、本件事業地内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所確認されているため、栃木県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、鬼怒川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水、水道用水及び工業用水の確保を目的とする、堤高119.0m、総貯水容量75,000,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の建設位置については、鬼怒川上流域のうち、日光市西川地内の湯西川に建設する申請案、集水面積が比較的大きい同市独鈷沢地内の男鹿川に建設する案及び移転家屋等が比較的少ない同市芹沢地内の芹沢に建設する案の３案について検討が行われており、申請案と他の案とを比較すると、申請案は、集水面積が中位であるため、治水効果において男鹿川に建設する案に劣るものの、狭窄な谷部の地形により、堤頂長が短く、かつ堤体積を小さく抑えられることから、貯水効率が最も高く、堅固な岩盤が浅所から分布していることなどから地形及び地質に優れ、事業費が最も廉価であり経済性にも優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、上記の湯西川に建設する案のうち、下流の五十里ダムの貯水位による影響を受けない地点から上流の湯西川温泉に影響を与えない地点までの間において、上流に建設する案、中流に建設する案及び下流に建設する申請案の３案について検討が行われており、申請案と他案とを比較すると、申請案は、堤頂長を短く、かつ堤体積を小さく抑えられることから、貯水効率が最も高く、事業費も廉価であり経済性に優れることなどから、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、鬼怒川流域では幾度も洪水被害が発生していること、近年頻発する渇水により動植物の生息及び生育環境等に影響を及ぼしていること、田川沿岸地域において田植え時期等に慢性的な水不足が発生し、営農に支障をきたしていること、宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用